

平成 28 年度環境省調達改善計画

1. 目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議）を踏まえ、環境省において、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進するために策定するものである。

2. 調達の現状分析

（1）平成 26 年度実績（契約種別）

契約方式		契約件数	割合	契約金額(億円)	割合
競争性のある契約	競争入札	1,842	54.5%	2,591	77.9%
	企画競争による随意契約	158	4.7%	166	5.0%
	公募による随意契約	499	14.8%	236	7.1%
	不落・不調による随意契約	69	2.0%	29	0.9%
	小計	2,568	76.0%	3,023	90.9%
競争性のない随意契約		810	24.0%	303	9.1%
合計		3,378	100.0%	3,326	100.0%

（注 1）少額随意契約は含まない。

（注 2）金額及び比率は四捨五入の影響で合計が一致しない場合がある。

（2-1）平成 26 年度実績（応札状況）

	1 者		2 者以上		合 計	
	契約件数	契約金額 (億円)	契約件数	契約金額 (億円)	契約件数	契約金額 (億円)
競争入札	1,031	1,981	811	611	1,842	2,591
企画競争による 随意契約	81	97	77	69	158	166
公募による随意契約	111	44	388	192	499	236

（注 1）少額随意契約は含まない。

（注 2）金額及び比率は四捨五入の影響で合計が一致しない場合がある。

(2-2) 平成26年度実績(1者割合)

	1者割合	
	契約件数	契約金額
競争入札	56.0%	76.4%
企画競争による 随意契約	51.3%	58.3%
公募による随意 契約	22.2%	18.8%

(注1) 少額随意契約は含まない。

(3) 平成26年度実績(内訳)

	契約件数	割合	契約金額 (億円)	割合
工事・建設コンサルタント業務	252	7.5%	1,957	58.8%
物品・役務等	3,126	92.5%	1,369	41.2%
合計	3,378	100%	3,326	100%

(注1) 少額随意契約は含まない。

(注2) 金額及び比率は四捨五入の影響で合計が一致しない場合がある。

上記(2-1)及び(2-2)から、契約方式の違い(競争入札、企画競争による随意契約)による一者応札割合への顕著な影響は見られない。

一方、それぞれの契約を個別に見た場合には、業務固有の参加要件を付している場合や入札説明会の出席者が一者だった場合に一者応札の割合が高くなる傾向が見られる。

3. 共通的な取組

(1) 一者応札の改善

<総論>

① 原因分析

応募が一者又は応募者がなかった入札・企画競争の契約案件について、入札・企画競争説明会(以下「説明会」という。)に参加したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を行い、一者応札の原因把握を行う。

アンケート調査の結果については、業務担当者へ還元するほか入札監視委員会及び物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会に報告するなど、原因及び改善点等の多様な観点からの把握に努める。

② 競争性確保のための継続的な取組

(5. 継続的な取組(2)に記載)

③ 説明会の在り方の検討

説明会への参加を競争参加条件としている案件については、説明会の参加者が一者であった場合に一者応札となることが事実上確定するため、通常の一者応札に比べても競争性が働きにくくなると考えられる。

このため、契約内容に応じて説明会の省力化を検討するとともに、説明会を開催する場合には出席義務を外す等の入札参加条件の見直しを行い、参加者数を事業者に事前に推察されない方策の導入を検討する。

④ 参加者確認公募の活用

(3. 重点的な取組 (1) ②に記載)

<調達改善計画の目標>

上記の取組により、一者応札の割合を平成 27 年度実績より低減させることを目指す。

<難易度>

A+

(2) 地方環境事務所等における取組の推進

<総論>

既に取り組を始めている消耗品等にかかる共同調達について、継続的に取り組むとともに、新たに追加できる品目等について随時追加を行う。定期刊行物について、購入する刊行物の種類や部数について必要性を検証し、削減できるものは削減する。地域的事由による一者応札案件が存在する場合には原因の究明・改善に努める。

<調達改善計画の目標>

共同調達品目を平成 27 年度実績以上に設けるよう努める。また、一者応札割合は平成 27 年度実績を下回ることを目指す。

<難易度>

A

(3) 電力調達の改善

<総論>

平成 28 年 4 月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力においても複数会社が供給し得る環境となるため、入札公告期間を延長して周知期間をこれまで以上に設けるなど、競争性を高めるための方策に取り組む。

<調達改善計画の目標>

競争契約による調達件数を平成 27 年度より増加させる。また、一者応札割合は平成 27 年度を下回ることを目指す。

<難易度>

A

4. 重点的な取組

<総論>

適正な契約方式の適用

① 競争性のない契約方式による案件の審査

全ての競争性のない随意契約について競争性の確保の余地、業務が一体不可分か（業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか）等について契約委員会において事前審査を行うこととし、十分な必要性が認められなかった場合は、競争性のある契約方式に移行することとする。

競争性のある契約方式においても、発注条件や仕様書の見直し等により、適正な契約方式とする。

また、契約過程や契約内容の妥当性については、外部有識者で構成される物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査の対象とする。

② 参加者確認公募の活用

複数年に渡って一者応札等になっている案件を参加者確認公募へ移行するための要件及び手続きを検討する。

<調達改善計画の目標>

適切な契約方式の選定により、平成 27 年度実績を上回る経費の削減効果を目指す。

<難易度>

A

5. 継続的な取組

<総論>

(1) 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用

ア 事務用消耗品等の購入

① 調達改善の取組内容

共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。（他省庁、外局等）

② 調達改善の目標

平成 27 年度は事務用消耗品の 203 品目について共同調達を実施しており、平成 28 年度は 204 品目について共同調達を行う。また、コピー用紙の購入についても共同調達で行う。

イ 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し

① 調達改善の取組内容

新聞、雑誌、定期刊行物等の購入部数を精査し、調達数量の適正化の取組を進める。

② 調達改善の目標

前年度に引き続いて調達数量の適正化の取組を行う。

ウ 役務

① 調達改善の取組内容

共同調達を継続して実施する。（他省庁、外局等）

②調達改善の目標

平成 28 年度は、平成 27 年度に引き続き、4 件（配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務）の共同調達を行う。

(2) 一者応札となっている契約の見直し

競争性のある契約方式としているものの、一者応札となっている契約については、平成 25 年 2 月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参入による実質的な競争性の確保に努めることとする。

①公告期間等の徹底

総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価入札」という。）における提案書及び企画競争方式（以下「企画競争」という。）における企画書（以下「提案書等」という。）の提出期日については、公告等（入札の公告及び企画競争の公示をいう。以下同じ。）の日から起算して原則 20 日以上を確保する。また、説明会から提案書等の提出期日までの期間は極力 10 日以上を確保する。

②競争参加資格要件の緩和

業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限することのないよう留意する。

③公告等、入札説明書等のホームページへの掲載

公告等は、環境省ホームページへ掲載して広く参加者を募るとともに、入札説明書等を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにする。

行政事務の遂行に著しく支障となる等により入札説明書等を掲載できない場合は、公告等には業務概要を付し、入札説明書等の交付は、窓口だけでなく、郵送でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。

また、ホームページへ地方環境事務所等の調達情報のリンク先を掲載する。

④準備期間の確保

契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、事業者が準備に係る時間を十分に確保できるよう留意して受注者の決定時期を設定する。

⑤配点の設定

総合評価入札や企画競争においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。

⑥提案書等の分量の適正化

新規の事業者であっても積極的に競争に参加ができるよう、事業者に提出を求める提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量を設定し、過度の負担を課すことにならないよう留意する。

⑦仕様の明確化

入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの履行の可否の判断等を行うこととなるので、必要となる資財等の数量、業務に要する日数、業務の対象となる者又は地域等の情報はでき得る限り詳細に記載する。

⑧報告書等の積極的な開示

過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に業務内容等が把握できるようにする。

(3) より適正な価格での調達に向けた取組

予定価格の設定においては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また、情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用したものとする。

<調達改善計画の目標>

上記の取組により平成27年度実績を上回る経費の削減効果を目指す。

<難易度>

B

6. 実施状況の把握及び自己評価の実施

上半期終了後及び年度終了後に実施状況を取りまとめ、自己評価を行い、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。

7. 調達改善の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。

リーダー : 大臣官房長

サブリーダー : 大臣官房会計課長

メンバー : 大臣官房会計課監査指導室長、
大臣官房会計課予算、決算、契約、支出各担当課・室長補佐
大臣官房各課・各部局総括課庶務担当課長補佐

なお、必要に応じて上記以外の職員を出席させることができることとする。

(2) 調達改善推進チームの業務

調達改善推進チームにおいては、以下の業務を行うこととする。

①調達改善計画の策定及び公表

②調達改善計画の進捗状況の管理

③調達改善計画の自己評価の実施及び公表

④その他調達の改善に当たり必要と認められる事項

(3) 調達改善推進チーム会合の開催

調達改善推進チームは、年に4回程度定例会合を開催し、各四半期毎の計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、必要に応じて定例会合以外に臨時の会合を開催することができることとする。

(4) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定や自己評価の実施等に当たっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長の森嶋昭夫氏、委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。

なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。

(5) 人材育成、情報の共有等

契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手向けに行っている会計事務担当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも配付し再認識を促す等の工夫をする。

8. その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

調達改善計画の策定要領に改定があった場合や計画の進捗状況等を踏まえ必要と判断される場合には、所要の見直しを行うものとする。

(3) グリーン購入法、環境配慮契約法等への配慮

調達の改善に当たっては、グリーン購入法や環境配慮契約法等の調達に係る諸政策に十分配慮して行うこととする。

環境物品等に関する情報については、提供情報の信頼性や手続の透明性等当該情報の適正に留意しつつ、エコマークや、エコリーフ等の第三者機関による環境ラベルの情報、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク等を参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達にも努める。